

1世帯当たり
10万円

住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金

申請期限が迫っています！ 期限を過ぎると受給できません！

	支給対象世帯	申請期限 (当日消印有効)
①	令和3年度 住民税非課税世帯 令和3年12月10日時点で川崎市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度の住民税が非課税である世帯	9月30日 (金)
②	令和4年度 住民税非課税世帯 令和4年6月1日時点で川崎市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度の住民税が非課税である世帯	10月31日 (月)
③	家計急変世帯 申請時点で川崎市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯	9月30日 (金)

上記①②③のいずれかの世帯に対する給付金を、国内のいずれかの市区町村（川崎市を含む）から、既に1度でも受給した世帯は、再受給できません！

- 給付金の受給には、申請書の提出が必要です
- 申請方法などの詳細については、コールセンターに問い合わせるか市ホームページで御確認ください



川崎市臨時特別給付金コールセンター

0120-200-113
(通話料無料 平日8時30分～17時15分)